大阪府教育庁

令和３年4月1日改正

大阪府立支援学校における就学に

かかる教育相談等のガイドライン

**１．趣旨**

　　　平成28年４月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（障害者差別解消法）は、国や地方公共団体に対して、障がいを理由とする差別的取扱いや合理的配慮の不提供を禁止し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」と国及び地方公共団体の責務を明確にしている。

また、平成25年10月に文部科学省がとりまとめた『教育支援資料』には、就学先の決定に際しては、本人・保護者に対し十分情報提供すること、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とすると示されており、併せて、平成31年３月には、文部科学省通知『学校における医療的ケアの今後の対応について』においては、留意すべき点として、医療的ケア児の「教育の場」の決定について、合意形成のプロセスを丁寧に行うことが示されている。

これらのことをふまえ、教育相談においてより一層の配慮が必要であることから、府教育庁として留意点をまとめ、ガイドラインとして示すものである。

**２．教育相談の目的**

　　本人の状況や状態及び本人・保護者の希望を十分に把握し、

1. 就学に関する本人・保護者の希望等の情報収集と適切な助言を行う。
2. 就学後の指導・支援のてだての参考とする。

　　＊相談内容については、本人・保護者が学校の選択等を検討する際に参考として活用するものであり、上記①、②の目的以外に使用してはならない。

**３．教育相談の進め方**

教育相談にあたっては丁寧に相談者の話を聞き、支援学校に受け入れることを基本姿勢として実施すること。

学校見学会への参加　→　教育相談日程の調整　→　教育相談の実施

→　必要に応じて市町村教育委員会や在籍する学校と情報共有する。

**４．教育相談の留意点**

**実施にあたっては、本人・保護者の人権尊重に十分配慮し、適切に行う。**

**その際、次の点に留意しなければならない。**

Ⅰ. 本人・保護者の希望を丁寧に聴き取り、ニーズや思いなどについて十分に把握する。

Ⅱ. 本人・保護者の意向を尊重するとともに、専門的な観点からの助言に努める。

Ⅲ. 個人情報の取扱いについては個人情報保護条例の趣旨に則り、細心の注意を払う。

　　入学前であることを踏まえ、詳細な個人情報を得ることのないよう留意する。

Ⅳ. 実施にあたっては複数の教育相談担当者で行うとともに、内容を記録する。

また、状況に応じて府教育委員会及び関係機関との情報共有に努める。

**５．教育相談を行う場合の具体的配慮**

（場の設定）

* 本人・保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるためには、面接する場の環境に配慮し、静かでくつろげるよう心掛ける。

（聴き取り方）

* 限られた時間内での大切な出会いの機会であることを念頭に置き、しっかりと本人・保護者の気持ちを聴いたうえで、必要な情報を得るようにする。決して、単なる質問や調査に終わらないようにする。
* 本人・保護者に不安感を与えたり、誤解を生じさせたりしないよう、不適切な発言や人権に十分配慮する。
* 本人・保護者との相談は、子どもの障がいの状態や生育歴、希望する教育の内容等について保護者から必要な情報を得る機会であり、子どもの発達や状態に適した学習内容について、保護者へ情報を提供する機会でもある。 さらに、保護者と適切な就学先について互いの意見や情報を交換し、共通理解を深める場でもあることをしっかりと認識して行う。
* 相談は、障がいのある子どもや保護者に寄り添い、支援するという姿勢で行う。

（助言）

* 本人・保護者が課題を多角的・総合的に理解し、自ら判断し、解決できるようにするために、就学に関する多様な情報を正確に提供し、アドバイスを行う。

（障がい理解とアセスメント）

* 教育相談担当者は、本人・保護者に対し、今必要とする教育的ニーズを、具体的でわかりやすいことばで示し、特別な教育的対応の必要性を保護者が判断できる情報を提供していくことが必要である。また、本人の良い面を具体的に示すとともに、今後の教育目標や課題を明らかにしていくことも大切である。
* また、教育相談担当者は、学校の障がい種別に限らず、あわせ有する障がいのある子どもの教育課題を明らかにし、校内における指導支援について合意形成を図ることも重要である。

（守秘義務）

* 教育相談担当者は、個人情報の保護のために相談内容の守秘義務がある。

（研修）

* 管理職は、人権に配慮した教育相談を実施するため、マニュアルの確認、質問内容や聴き方等の共有等、教育相談担当者を対象とした研修を計画的に実施する。

**６．その他**

教育相談において、対応が必要な課題が生起した場合は、教育相談担当者だけではな

く学校として組織的に対応する。